（道路メンテナンス企画室及び国道事業調整官）

第七十条　国道・技術課に、道路メンテナンス企画室及び国道事業調整官一人を置く。

2・3　（略）

（削る）

4　（削る）

（略）

（高速道路事業調整官及び有料道路利用調整官）

第七十二条　高速道路課に、高速道路事業調整官及び有料道路利用調整官それぞれ一人を置く。

（削る）

2・3　（削る）

（略）

（建築安全調査室及び建築物事故調査・防災対策室並びに建築業務適正化推進官、建築デジタル推進官、昇降機等事故対策官及び監督調整官）

第七十八条　建築指導課に、建築安全調査室及び建築物事故調査・防災対策室並びに建築業務適正化推進官、建築デジタル推進官、昇降機等事故対策官及び監督調整官それぞれ一人を置く。

2～6　（略）

7　建築デジタル推進官は、命を受けて、建築指導課の所掌事務に関するデジタル技術の活用の推進に関する基本的な政策に係る特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

8・9　（略）

（削る）

（企画専門官）

第百四十条　国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官二百十二人以内を置く。

2　（略）

附　則

この省令は、令和五年七月一日から施行する。

（道路メンテナンス企画室及び技術企画室並びに国道事業調整官）

第七十条　国道・技術課に、道路メンテナンス企画室及び技術企画室並びに国道事業調整官一人を置く。

2・3　（略）

4　技術企画室は、道路の整備等に関する事務のうち、技術に関するものについての企画及び立案並びに調整に関する事務（環境対策及び交通安全対策に関すること並びに道路交通管理課及び企画課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5　技術企画室に、室長を置く。

6　（略）

（有料道路調整室並びに高速道路事業調整官及び有料道路利用調整官）

第七十二条　高速道路課に、有料道路調整室並びに高速道路事業調整官及び有料道路利用調整官それぞれ一人を置く。

2　有料道路調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　有料道路に関する事業に関する事務のうち、既存の有料道路の有効活用に関する施策に関すること。

二　有料道路に関する事業に関する事務のうち、民間資金を活用して行う有料道路に関する事業についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること。

三　大規模な有料道路に関する事業に関連する周辺地域の開発及び保全についての調整に関すること。

四　東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）の規定による建設協定又は管理協定の認可に関する事務のうち、技術的審査に関すること。

3　有料道路調整室に、室長を置く。

4・5　（略）

（建築安全調査室及び建築物事故調査・防災対策室並びに建築業務適正化推進官、昇降機等事故対策官、監督調整官及び建築設計環境適正化推進官）

第七十八条　建築指導課に、建築安全調査室及び建築物事故調査・防災対策室並びに建築業務適正化推進官、昇降機等事故対策官、監督調整官及び建築設計環境適正化推進官それぞれ一人を置く。

2～6　（略）

（新設）

7・8　（略）

9　建築設計環境適正化推進官は、命を受けて、建築士の試験制度及び業務の改善に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（企画専門官）

第百四十条　国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官二百十人以内を置く。

2　（略）